

1 - 15 高齢者施設に係る用途判定について

高齢者施設に係る用途判定について、「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成 25 年 3 月 27 日付け消防予第 121 号)及び「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成 26 年 3 月 14 日付け消防予第 81 号。以下「81 号通知」という。)等に基づき用途判定を行う。

なお、81 号通知「3 高齢者施設に係る運用上の留意事項 (2) ア」文中「複数」とは2人以上、「随時」とは依頼時にはいつでも対応可能、「継続的に」とは月に5日間以上として運用する。

例 宿泊付きデイサービスで宿泊者が一人の場合又は複数の要介護者が月に 4 日までの宿泊であれば (6) 項ハ(1)として用途判定を行う。